

平成27年6月22日

日本商工会議所
会頭 三村 明夫 様

新潟商工会議所
会頭 福田 勝之

平成28年度税制改正および中小企業政策に関する要望

日本商工会議所におかれましては、税制改正や中小企業関連施策の要望等でご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

わが国経済は、安倍内閣が進めてきた経済政策により、デフレからの脱却という構造転換が徐々に進んできている一方で、地方の中小企業の景気は、仕入れ価格の上昇や人件費上昇などによる厳しい経営環境の下、未だ回復に至っていないのが現状です。

また、新潟県に限らず、地方においては、経営者の高齢化が顕著なものとなっており、景気回復基調の中においても、廃業率の増加傾向は続き、事業承継問題は経営者にとって、また地方経済の活力維持のためにも大きな課題となっています。

政府が平成26年12月に発表した地方創生に関する長期ビジョンと総合戦略においては、「地域経済の維持」や「地域の生活環境の確保」の目標が示されました。人口減少・高齢化という課題を抱えた中でも持続可能で活力ある地域社会を構築していくため、地域経済と地域の雇用を支える中小企業の担う役割は益々重要で、その活力を引き出すことが日本経済の成長に不可欠となっています。

このような中、平成27年度税制改正の議論において、法人実効税率引き下げの代替財源として、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の適用拡大や、消費税の複数税率の問題などが引き続き検討項目として上げられていますが、仮にこれらがなし崩しに導入された場合、地方の雇用を支えている中小企業の経営を圧迫して、地域経済に悪影響が及ぶことは必至であります。このため、今後、中小企業の経営を衰退させるような影響を与える税制改正には断固反対いたします。

日本商工会議所におかれましては、特に地方の中小企業の経営及び雇用を守るという立場に立ち、中小企業の果たす重要な役割について広く国民の理解を求めるような活動の展開を強めていただきますようお願いいたします。

以上を踏まえまして、地方都市に立地する新潟商工会議所の立場から以下の項目についてご要望申し上げますので、それらの実現に向けて関係機関に対し強く働きかけられますようお願い申し上げます。

税制改正に関する要望事項

I. 税制全般について

平成 27 年度の税制改正では、当所が日本商工会議所を通じて要望していた法人実効税率の引き下げが実現するとともに、平成 27 年度以後数年で、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。

一方で、法人実効税率引き下げの代替財源として中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論されたが、日本商工会議所等を通じて強力に反対した結果、見送られたところである。

平成 28 年度に向けた税制改正の議論においても、引き続き、中堅・中小企業が地域経済において担っている役割とその重要性を十分認識して、中堅・中小企業の持続的な発展を妨げずに、活力を高める方向で議論を進めるべきである。

特に、中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大等については、財務基盤が弱く、担税力の低い欠損法人にとっては増税となり資金繰りを圧迫する。さらに雇用・賃金を守ってきた企業ほど納税額が多くなるため、資本金 1 億円以下の企業への適用拡大を断固阻止すべきである。

また、様々な租税特別措置法の見直し・棚卸しについては、地域中小企業の発展を阻害しないよう配慮すべきである。

消費税率を 10%へ引き上げる時期については、当初予定の平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日へと延期された。

消費税率の再引き上げに向けては、経済再生と財政健全化を両立し、社会保障面における改革を着実に実行すべきである。

また、複数税率（軽減税率）制度やインボイス制度は、対象品目の線引きが難しく、この導入により社会的混乱を招くことが必至であると同時に、中小企業、特に食品小売業の事務負担が増大して、経営に悪影響を及ぼす事が明らかであることから、断固として導入に反対する。

政府の平成 27 年度の経済見通しでは、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとしているが、3 月期決算の大企業が総じて業績好調となっているのと比較して、地域の中小企業の多くは、景気回復を実感できていないのが現状である。

当地域においても、新潟市が実施した市内事業所の景況調査結果で、経営上の課題が「人材不足」「仕入価格の上昇」「生産・受注・売上げ不振」と続いており、景気回復には未だ至っていない状況である。

また、新潟県においては、人口流出や少子高齢化による人口減少社会が急速に

進行しており、今後、市場規模が縮小し、特に管内経済において8割を占める卸・小売を始めとした第3次産業への影響が懸念される。

このような中で、平成26年9月には、『まち・ひと・しごと創生本部』が設置され、人口減少克服、地方創生という課題に省庁横断で取り組むことになった。

地方創生に向けては、雇用の受け皿として地域経済を支えている中堅・中小企業の成長を後押しすることが必要であり、特に、事業所税の都市間での課税の不公平性の是正や、円滑な事業承継による安定した事業環境を整備していくことによって、雇用機会の維持・創出につなげていくことが重要である。

更に、現在の税制度は、永年にわたり改正に次ぐ改正を重ねてきたことから複雑化し、専門的な知識がなければ理解できない状況にあり、中小企業における事務処理負担も増加してきている。

そこで、課税の三原則（「公平」「中立」「簡素」）に基づき、税体系を一旦整理するなどして、納税額の計算方法や税の徴収方法をできるだけ簡単にする「税制の簡素化」を推進すべきである。

II. 中小企業の経営基盤と活力の強化につながる税制の実現について

平成27年度の税制改正では、法人実効税率の引き下げが実現するとともに、平成27年度以後数年で、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。

一方で、法人実効税率引き下げの代替財源として中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論されているが、中小企業の経営を圧迫し、さらに雇用問題にも影響を及ぼすことから断固反対である。

また、中小企業が活用している「所得拡大促進税制」や、中小企業の活力強化に向けた「生産性向上設備投資促進税制」、「中小企業投資促進税制」を継続するとともに、様々な租税特別措置法の見直し・棚卸しについては、地域中小企業の発展を阻害しないよう配慮すべきである。

加えて、減価償却制度については、より実情にあった耐用年数の見直しを行うとともに、中小企業の発展の基礎となる設備投資を活性化する、定率法や減税を維持・拡充すべきである。

1. 外形標準課税の資本金1億円以下・中小企業への拡大には断固反対

昨年、法人実効税率引き下げの代替財源として、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論されたが、日本商工会議所等を通じて強力に反対した結果、見送られたところである。

外形標準課税の中小企業への課税ベース拡大等については、財務基盤が弱く、

担税力の低い中小企業の経営を圧迫し、労働分配率が8割に達する中小企業が税負担軽減のために従業員給与の引き上げを見合わせる可能性が高まる等、雇用問題にも影響を及ぼす懸念が強い。一方で、中小企業の税負担を軽減し、従業員への分配を増やす視点が重要であることから、適用拡大は断固反対である。

2. 法人実効税率の確実な引き下げ

法人実効税率については、平成27年4月以降、前年の34.62%から、32.11%へ2.51%軽減され、平成27年度以後数年で、20%台まで引き下げることを目指すこととなった。今後、地域産業の持続的な成長・発展や中堅・中小企業の国際競争力の強化、雇用の維持・安定化のためには、実効税率をアジア諸国並みの20%程度まで確実に引き下げるべきである。

3. 中小企業の軽減税率特例における適用所得金額の引き上げ

資本金1億円以下の中小企業については、所得800万円以下の軽減税率（現行：15%）が平成29年3月31日まで延長されることとなったが、地域産業の中心となる中小企業の支援に向け、適用所得（現行：800万円）の大幅な引き上げを実施すべきである。

4. 税法上の中小企業基準（資本金1億円以下）の引き上げ

法人税の軽減税率の適用をはじめ、租税特別措置や交際費課税など法人税法上の優遇措置を受ける中小企業の範囲は資本金1億円以下と定められている。

一方で、中小企業基本法で定義されている資本金3億円～1億円の企業は雇用者も多く地域経済に及ぼす影響が大きいにもかかわらず、これらの優遇措置の対象とはなっていない。

地域経済の核となっている中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化のためには、税法上の中小企業の資本金1億円という基準を見直し、資本金3億円程度までの範囲拡大を図るとともに、成長戦略を後押しする政策減税を拡大すべきである。

5. 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続

減価償却制度については、平成19年度改正で償却可能限度額の撤廃や資産区分の簡素化など抜本的な見直しが行われたが、情報化の進展や技術革新に対応して、より実情にあった耐用年数の見直しを行うべきである。

また、次期税制改正における論点として、定額法への一本化について検討を行う予定となっているが、定率法は、大きな設備投資が必要な産業にとっては、早期に費用化して回収を早めることで再投資につなげられる有効な制度であることから堅持すべきである。

6. 少額減価償却資産における即時償却制度の維持・拡充や地方税の見直し

減価償却制度における中小企業者等の少額減価償却資産即時償却の特例は、平成 28 年 3 月 31 日までとなっている。本制度は景気浮揚の視点からも大いに効果があることから次年度以降も維持すべきである。

さらに、取得価額（現行：30 万円未満）と取得合計額（現行：300 万円まで）の上限を引き上げ、制度の恒久化を図るべきである。

加えて、地方税（償却資産税）の申告において、少額減価償却資産の取扱いは、国税の取扱いと異なることから、国税に合わせて償却資産に計上せずに課税対象外とすべきである。

7. 交際費課税の特例期間の延長と全額損金算入の実現

交際費課税の特例については、平成 26 年度税制改正で平成 28 年 3 月 31 日まで拡充・延長が図られたが、企業が支出する交際費は、事業活動を円滑に行うためのものであり、販売活動等に結びつく重要な支出である。

持続的な内需拡大と地域活性化に向け、この特例期間を延長するとともに、企業の規模に関係なく、最終的には全額損金に算入することを認めるべきである。

8. 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃

役員給与は、平成 18 年度から原則損金不算入とされた。その後、平成 22 年度に「特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置」は撤廃されたものの、現行では、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の 3 種類の役員給与のみ損金算入が認められている。

中小企業では、所有と経営が一体化しており、多くの経営者・役員は、債務保証等もする一方で、一般の従業員同様の職務に従事している。このことから、給与は紛れもなく職務執行の対価として受け取るものである。役員給与については、原則損金不算入制度を撤廃して原則損金算入とすべきである。

9. 個人事業主の欠損金の繰越控除期間の延長

法人税における欠損金の繰越控除期間は、平成 29 年 4 月 1 日以後に 10 年（現行 9 年）に延長された一方で、個人事業主の青色申告欠損金の繰越控除期間は 3 年間に据え置かれている。個人事業主が安定的な事業継続を図られるよう、欠損金の繰越控除期間を 5 年程度に延長すべきである。

10. 二重課税の解消

平成元年の消費税導入により、自動車・石油等の関連諸税や印紙税などとの二重課税の問題が発生し、国民への税負担が重くのしかかっている。これらを是正し、税制全般に対する信頼性を高め、国民に公平・公正な税制を実現すべきである。

Ⅲ. 消費税率の再引き上げについて

地域中小企業にとって景気の先行きが不透明の中、平成 27 年 10 月に予定していた消費税率 10%への再引き上げ時期が平成 29 年 4 月へ延期されたことは、短期間で再引き上げされた場合の国民経済への影響が大きいとの懸念があったことから、地域経済にとってプラス要因となった。

今後、消費税率を 10%に引き上げる際は、当該税率を前提として社会保障制度が持続可能となるような行財政改革を断行することが必要不可欠である。特に経済再生と財政健全化を両立するための改革を着実に実行すべきである。

また、複数税率（軽減税率）とインボイス制度の導入が検討されているが、特に食品小売業においては、対象品目の線引きが難しく、店頭表示や伝票の切り替え、POSシステムの導入などの経費負担が増大し、ひいては、小売価格の上昇を招き、企業によっては事業継続が困難となることから断固反対である。

加えて、円滑な価格転嫁の実現に向け、政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進するなどの転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

1. 複数税率（軽減税率）の導入に断固反対

現在、消費税率を 10%に引き上げる際に、複数税率を導入することについて議論がなされているが、複数税率の導入は、税収の減収を招き、社会保障と税の一体改革を後退させ、国民や将来世代に新たな負担を強いることになる。

また、対象品目の線引きが難しく、社会的に大きな混乱を招くとともに、高所得者が恩恵を受けることになり不公平が生じるなど、諸々の問題を引き起こすことが予想されることから複数税率の導入には断固反対する。

特に、経営者の高齢化が進む地方の小規模・零細食品小売業では、複数税率に伴う事務負担や設備負担が大きく、円滑な事業遂行に支障をきたす恐れがあり、倒産や廃業が増加しかねない重大な問題である。

2. インボイス制度の導入反対

複数税率を導入した場合、仕入税額控除を正確に行うためにインボイス制度の導入が必要とされている。インボイス制度の導入は、中小・小規模企業に煩雑な事務負担を強いることとなり、多大な事務コストの増大を招くことから絶対に導入すべきではない。

3. 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」の見直し

消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」が強化され、課税売上高が5億円以下の事業者のみが全額控除できることになった。

課税売上高5億円超の中小企業では、課税仕入の区分処理などで事務負担の増大を招いていることから、課税売上高の上限を引き上げるべきである。

4. 消費税における簡易課税制度の維持

消費税における簡易課税制度のみなし仕入率については、「益税」問題が取り上げられるが、小規模・零細企業の納税事務負担の軽減を目的に設けられたものであり、廃止をすれば過度な負担を強いることから制度は堅持すべきである。

IV. 地方創生に向けた税制の拡充について

平成26年9月に『まち・ひと・しごと創生本部』が設置され、人口減少克服、地方創生という課題に省庁横断で取り組むことになった。

特に、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題であるとして、地方においては、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出し、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことに取り組むこととしている。

「まち・ひと・しごと」の創生に向けては、雇用の受け皿として地域経済を支えている中堅・中小企業の成長を後押しする必要がある。そのためには、事業所税などの都市間での課税の不公平性の是正や、円滑な事業承継による安定した事業環境を整備していくことにより雇用機会の維持・創出につなげていくべきである。

IV-1. 事業環境の整備に向けた税制改正

1. 事業所税の廃止

事業所税は、わが国経済の高度成長期に大都市への企業の集中抑制策の一環として創設された税であり、人口30万人以上の都市にのみ課税され、現在では、都市間において課税の公平性を著しく欠く不公平税制である。

また、免税点の資産割1,000㎡以下、従業員100人以下は、免税点を超える新たな事業所の進出や工場立地の阻害要因と企業の雇用促進の障害となっている。加えて、固定資産税との二重負担となっていることから早急に廃止すべきである。

廃止に当たっては、課税対象市においては事業予算に影響を与えるが、例えば、国において数年間の補てんを実施し、縮小させていくなどの対応を検討すべきである。

2. 個人事業税の事業主控除の見直し

個人事業税の事業主控除は、平成 11 年度の税制改正で 290 万円に引き上げられたものの、小規模・零細企業にとって所得税、住民税等とともに負担が大きく、生活を圧迫することからさらなる引き上げを図るべきである。

3. 所得税の基礎控除の拡大

少子高齢化による人口減少社会では、15～64 歳の生産年齢人口の減少により消費減少につながり、経済が収縮していく傾向にある。

このような中、可処分所得の拡大や低所得者の所得負担を軽減するため、所得税における基礎控除 38 万円（平成 7 年現在）を拡大すべきである。

4. 創業・ベンチャー支援につながる税制措置の拡充

地域経済においては、起業・創業支援による地域活性化が重要な課題となっている。このような状況のもと、起業・創業につながる新技術・新商品等の開発や農業分野での新産業の創出、創業に向けた投資促進などを支援するための税制優遇措置を拡充すべきである。

IV-2. 事業承継の円滑化に向けた税制改正

1. 相続事業承継における納税猶予割合の 100%への引き上げ

後継者が相続により取得した一定の非上場株式に係る相続税の納税猶予は、課税価格の 80%（贈与は 100%）となっている。

突然の相続により事業を承継した場合、経営を維持していくためには資金繰りを含め大きな負担となることから、贈与時と同様に納税猶予割合を 100%まで引き上げるべきである。

2. 事業承継における株式総数上限（3分の2）の撤廃

後継者が相続・贈与により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、発行済完全議決権株式総数の 3分の2に達するまでの部分について、贈与税・相続税の納税が猶予される。

事業承継後の中小企業の経営を資金面で安定したものとするためにも、この上限を撤廃すべきである。

3. 事業承継における5年経過後の事務処理負担の軽減

現制度では、5年間の事業継続要件を満たし、5年経過後も対象株式を継続保有していれば、納税猶予が継続される。しかし、その後も「継続届出書」を3年に1回提出しなくてはならず、事務処理に負担が生じている。法人税申告書に事業承継事業所であることを記載することで「継続届出書」の提出を無くすなど事務を簡略化すべきである。

4. 「土地保有特定会社」および「株式保有特定会社」の株式の評価方法の見直し

一定の規模以上の資産（株式又は土地）を保有している「土地保有特定会社」および「株式保有特定会社」の株式の評価方法は、純資産価額方式のみが認められており、事業承継時には大きな負担となっている。

中小企業は地域の活性化や雇用の維持・確保などの社会的な責任を担っており、これら企業の事業承継は、地域社会に多大な影響を及ぼすことから、一律に評価するのではなく、その特殊性を考慮し、類似業種比準方式を導入するなど評価方法の見直しを図るべきである。

V. 経済社会の変化に対応した税制の見直しについて

1. 納税事務負担の軽減

国税・地方税ともに多くの税目があり、それぞれが単体で設定されているわけではなく、関連し合い体系的に形成されているが、企業側としては理解し難い状況である。国税と地方税の税目の整理を行い、マイナンバー制度の活用により社会保険料も含めた徴収事務の一元化などによる納税者に分かり易い簡素な税制を確立し、生産性向上の阻害要因にもなっている企業の事務負担の軽減や行政のコスト削減を図るべきである。

2. 印紙税の廃止

印紙税については、事務処理の機械化によるペーパーレス化やカード決済、電子マネー・電子決済等の電子商取引の拡大により、同じ経済取引でも文書のみ課税されるなど不公平感が増していることなどから、廃止も含め早急に検討すべきである。

3. 土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算の復活

土地建物等の譲渡損失については、平成16年から一定の居住用財産の譲渡損失を除き、他の所得との損益通算や繰越控除が認められなくなった。

これにより資産の有効活用手段としての不動産の処分が難しくなり、ひいては不動産の流通が停滞しているとの意見もある。

土地の流動化や有効活用を促進し、経済の活性化を図るため、土地建物等の譲渡損失と他の所得との通算を認めるべきである。

4. 固定資産税の評価方法の見直しと評価体制の一元化

現行の固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ過大な負担となっている。実際の価額と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、以下の点を考慮し、評価時期や負担水準など抜本的な見直しを行い、併せて評価体制の一元化を図るべきである。

(1) 土地

固定資産税における土地の評価については、平成6年度の評価基準の見直しで地価公示価格の7割程度にするため、負担調整措置などが見直され、評価額から税額にいたるまでの経過が複雑化している。

評価方法についても、固定資産税は市町村が、相続税は国税庁がそれぞれ算定するなど複数の評価方法が存在し、適正な評価額が納税者に理解されていないことから、評価方法を統一すべきである。

(2) 家屋

固定資産税における家屋の評価については、理論上の建築価格を算出する「再建築価格」を基準として、経年減点補正率で調整を行うなどの計算から評価額が正確に個々の建物の現状を反映していないとの意見が多い。

また、建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、以前から据え置かれている価格を下回るまでにはいならず、評価額が下がらないといったことも問題となっているので、「再建築価格」を基準とすることは廃止すべきである。

中小企業政策に関する要望事項

政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域産業の競争力強化のために、域外需要を取り込み雇用創出に重要な役割が期待される「中堅・中小企業への支援」を主な施策の一つに位置づけた。

そのため、総理官邸が主導し、各省庁横断で、人材確保・育成から、製品開発・生産、活躍舞台の国際化まで、各省庁の中堅・中小企業向けの施策を集め、「中堅・中小企業支援パッケージ」をとりまとめた。

特に、地方圏においては、中堅・中小企業が雇用の多くを支えており、地域経済の重要な担い手であることから、地域の発展を担い、雇用の受け皿である中堅・中小企業の活性化に向け、既成概念にとらわれない地方創生の実現と活力を高めるための支援策を強化すべきである。

I. 中小企業の成長・発展に向けた支援策について

1. 税法上の中小企業基準(資本金 1 億円以下)の引き上げ (再掲)

法人税の軽減税率の適用をはじめ、租税特別措置や交際費課税など法人税法上の優遇措置を受ける中小企業の範囲は資本金 1 億円以下と定められている。

一方で、中小企業基本法で定義されている資本金 3 億円～1 億円の企業は雇用者も多く地域経済に及ぼす影響が大きいにもかかわらず、これらの優遇措置の対象とはなっていない。

地域経済の核となっている中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化のためには、税法上の中小企業の資本金 1 億円という基準を見直し、資本金 3 億円程度までの範囲拡大を図るとともに、成長戦略を後押しする政策減税を拡大すべきである。

2. 中小企業施策の積極的な情報発信

中小企業への公的機関の支援情報・支援施策（補助金・助成金など）の情報提供のポータルサイトとして平成 26 年度中に「ミラサポ」や「中小企業向けビジネス支援サイト(J-Net21)」に制度の紹介ページが整備されて、利便性の向上が図られたことは評価できる。

しかしながら、補助金・助成金・融資制度の検索方法がわかりづらいなどが改善の余地がある状況である。一層の改善を進めるとともに、利用する企業側の目線に立った情報提供とサイトの活用に向けた積極的な情報発信をすべきである。

また、小規模事業者の中には、IT が苦手なパソコンが活用できない高齢者や若者が存在することから、これら IT 弱者に対する対応も進めるべきである。

3. 地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の機能強化

地域経済分析システム（RESAS（リーサス））が平成27年4月21日から供用を開始されたが、企業数、事業所数、創業比率などはデータが2012年と古く活用がし難い。統計情報を活用しているため最新情報の反映はある程度遅いことは仕方ないが、今後のデータ更新にあたっては、統計データの公表と同時に同システムに反映するよう迅速な情報提供を図るべきである。

II. 中小企業の雇用の確保・維持に向けて

1. 外形標準課税の資本金1億円以下・中小企業への拡大には断固反対（再掲）

昨年、法人実効税率引き下げの代替財源として、資本金1億円以下の中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論されたが、日本商工会議所等を通じて強力に反対した結果、見送られたところである。

外形標準課税の中小企業への課税ベース拡大等については、財務基盤が弱く、担税力の低い中小企業の経営を圧迫し、労働分配率が8割に達する中小企業が税負担軽減のために従業員給与の引き上げを見合わせる可能性が高まる等、雇用問題にも影響を及ぼす懸念が強い。一方で、中小企業の税負担を軽減し、従業員への分配を増やす視点が重要であることから、適用拡大は断固反対である。

2. マイナンバー制度の開始に伴う事業者の事務負担の軽減に向けた周知

マイナンバー制度の導入において、中小企業・小規模事業者の中でもパートやアルバイトを大量に採用し、人員の入れ替わりが頻繁な業種にとっては、個人情報収集・管理や、雇用者への周知徹底など事業者には課された責任は重い。

制度のスタートに当たっては、混乱も予想されることから、提出書類等の事務処理の簡略化を推し進めると共に、勤労者自身と被扶養者のマイナンバーを雇用先へ通知するよう国民に対する広報・啓発活動を強化すべきである。

3. 厚生年金保険料率の引き上げ停止

厚生年金の保険料率は、平成16年10月の13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には平成29年9月以降18.3%まで引き上げられることが決まっており、負担額は平成16年の1.35倍にもなっている。

このことは中小企業における人件費負担の増加要因になっているとともに、給与の支給額が上がっても、手取りが増えず、消費が伸びない要因にもなっている。

社会保障と税の一体改革により消費税率を10%まで引き上げるのだから、厚生年金の保険料率をこれ以上引き上げるのことがないようすべきである。

Ⅲ. 小規模事業者支援について

1. 経営発達支援事業の実施に係る経営指導員の人件費補助の増額

小規模基本法、改正小規模支援法が平成 26 年 6 月に成立したことにより、従来からの「経営改善普及事業」に加えて、新たに小規模事業者に対する「経営発達支援事業」が実施されることとなった。

商工会議所等が実施している「経営改善普及事業」は、都道府県からの補助金により経営指導員等の人件費が補てんされている。

今般、国が新たに定めた「経営発達支援事業」は国の予算として事業費が用意されているものの実施に従事する経営指導員等の人件費の補てんがないことから、事業実施を担う商工会議所等の経営指導員の人件費についても、国の責任において地方交付税などを増額するなどして手当すべきである。

2. 小規模事業者支援策における情報ツール等の利便性向上

小規模基本法、改正小規模支援法が平成 26 年 6 月に成立したことにより、小規模事業者の支援体制が整いつつあるが、各地の商工団体がより濃密な伴走型の支援を行えるよう、事業者が提供する商品やサービスの需要動向に関して行う市場調査に対する補助制度の創設や、それらの調査結果を分析するためのソフトウェアなどのツールの提供を図るべきである。

3. 小規模企業者の定義のさらなる弾力化

小規模企業活性化法により、「小規模企業」向け施策を利用できる事業者の範囲が平成 25 年 9 月から拡大された（「宿泊業」「娯楽業」を営む従業員 6 人以上 20 人以下の事業者）。

同様に、人材の能力や質に生産性が大きく左右され、下請け企業の多いソフトウェア業や、労働集約型産業である介護サービス業についても、今後、従業員数要件の範囲を 20 人以下の事業者まで拡大すべきである。

このことが実現することにより、当該業種の対象事業者が、小規模企業向け施策、とりわけ小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の融資対象となり、社会・経済環境の変化に合わせた金融面での支援が強化される。

4. 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施

小規模事業者持続化補助金は、雇用増加や買物弱者対策に取り組む事業者の支援などの拡充が図られるとともに、2 年目を迎えたことで認知度が高まってきた。

小規模事業者持続化補助金は申請にあたって事業計画を作成する必要があることから、事業計画を作成するきっかけとなり、小規模事業者の経営の計画性が高まり経営改善に大いに貢献している。

今後はこうした小規模事業者が増えていくことは地域経済の活性化につながることから、平成 28 年度以降についても、小規模事業者持続化補助金を継続実施し持続的な経営支援を図るべきである。

IV. 補助金制度の拡充について

1. 補助金公募の周知改善

国の補助金については、予算成立後の公募開始という制約は理解できるが、要綱発表の時期が遅く、締め切りまでのスケジュールに余裕がないために、多くの認定支援機関では、年度末・年度当初に複数の補助金申請の相談が殺到して対応に苦慮している。

「ものづくり補助金」、「創業補助金」、「小規模事業者持続化補助金」については、制度開始から 2 年程度が経過し、制度自体が定着してきているので、申請希望者が計画的に準備できるよう公募スケジュールの調整や様式、体裁等の項目を出来るだけ早く事前公表すべきである。

また、全ての補助金制度について、公募を開始するスケジュールのルールを明確化するとともに、様式を整え公平性を保てるようにすべきである。

2. 創業・第二創業促進補助金制度の拡充と改正

「平成 27 年度創業・第二創業促進補助金」制度では、産業競争力強化法に基づく認定市町村における創業に対する補助であるため、認定されていない市町村にある観光名所や神社仏閣などの地域資源を活用した事業の創業を予定している申請希望者などは、スタートラインに立つことさえできない。

補助金額で差を付けるなどをして、認定市町村を限定しない制度も並行して実施するといった拡充を求める。

また、募集要項によれば、自己資金で創業する場合でも金融機関との連携が必要となることや、募集締め切り後に、審査結果が 2 ヶ月近く掛かるなど、早期に設備投資を行う場合に補助対象経費に該当しない結果となる懸念があることなどから、創業者が活用しやすいよう改正すべきである。